

令和5年2月20日

第1回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和5年2月20日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内 真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊 美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議会事務局長（森 泰憲）

お早うございます。

私は、事務局長の森でございます。

よろしく願い申し上げます。

さて、本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で年長の尾崎 忠義 議員をご紹介致します。

尾崎 議員、議長席の方へお願い致します。

臨時議長（尾崎 忠義）

皆さん、お早うございます。

ただ今、ご紹介を頂きました私、尾崎 忠義でございます。

ただ今より地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、臨時に議長を務めさせて頂きます。

どうかよろしくご協力のほど、お願いを申し上げます。

まず開会に先立ちまして、町長より、今議会招集のご挨拶がございます。

よろしく願い致します。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

去る2月5日に執行されました町議会議員選挙におきまして見事当選されました14名の、まず議員さんに対しまして、心からおめでとうと申し上げたいと思います。そしてこれから、皆様方とともに、この多度津町の舵取りをしていく上において、皆様方の貴重な意見も頂きながら、そして貴重な議論も戦わせて頂きながら、この多度津町の進路についての舵取りをやっていきたいと、今、皆様方の新しい顔も拝顔しながら、本当に新鮮な気持ちになっているところであります。

今日が選挙後の初めての議会ということでありまして。色々と今日は委員会構成とか、色んな議会の中での取り決めがあると思います。どうかよろしく願いを申し上げて、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。

また、これからの4年間、どうかよろしく願いを致します。有難うございます。

臨時議長（尾崎 忠義）

ここでお諮りを致します。

この度の選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得られ、初対面の方もおいでかと思しますので、ここで簡単に自己紹介をお願い致しますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（尾崎 忠義）

ご異議がないようですので、ただ今より、隅岡議員より議員席側から見て左方向に、順次お願いを致します。

隅岡議員より順次、自己紹介

臨時議長（尾崎 忠義）

続きまして、執行部にお願いを致します。

よろしくお願い致します。はい、丸尾町長。

丸尾町長より順次、自己紹介

臨時議長（尾崎 忠義）

以上で、自己紹介を終わります。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和5年第1回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、令和5年第1回多度津町議会臨時会を開会を致します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、着席の議席と致します。

次に日程第2. 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

議場の閉鎖

臨時議長（尾崎 忠義）

ただ今の出席議員は、14名であります。

次に、立会人を指名を致します。

多度津町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に隅岡 議員、兼若 議員の2名を指名を致します。

次に投票用紙の配布を致します。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布

臨時議長（尾崎 忠義）

投票用紙の配布漏れは、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（尾崎 忠義）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検を致します。

投票箱の点検

臨時議長（尾崎 忠義）

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願いを致します。

確認を致します。投票用紙の記載は、皆さん終わりましたか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

臨時議長（尾崎 忠義）

終わったようですので、点呼により順次、投票してまいります。

臨時議長の点呼により、順次投票

臨時議長（尾崎 忠義）

投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（尾崎 忠義）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の隅岡 議員、兼若 議員、開票の立会いをお願いを致します。

開 票

臨時議長（尾崎 忠義）

ただ今より選挙の結果を報告を致します。

投票総数 14 票。その内、有効投票 13 票、無効投票 1 票であります。

得票数を発表致します。有効投票のうち村井 勉 議員 12 票、尾崎 忠義 議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。

よって、村井 勉 議員が議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

議場閉鎖の解除

臨時議長（尾崎 忠義）

ただ今、議長に当選されました村井 勉 議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際であります。議長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしく願いを致します。村井 勉 君。

村井 勉 議員、議長当選の挨拶

臨時議長（尾崎 忠義）

有難うございました。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了致しました。

ご協力有難うございました。

ここで、暫時休憩を致します。

ただ今より、9時55分までを休憩と致します。よろしくお願ひ致します。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第3. 議席の指定を行います。

議席は、多度津町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただ今の着席のとおり指定致します。

日程第4. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 門 秀俊 君、7番 中野 一郎 君を指名致します。

日程第5. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第1回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日、1日間と決定致しました。

日程第6. 副議長の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法と致しましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

投票でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

選挙は投票で行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

議場の閉鎖

議長（村井 勉）

ただ今の出席議員は、14名であります。

次に、立会人の指名を致します。

多度津町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に隅岡 議員、兼若 議員の2名を指名致します。

投票用紙を配布致します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付

議長（村井 勉）

投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検致します。

投票箱の点検

議長（村井 勉）

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願い致します。確認致します。

投票用紙の記載は皆さん、終わりましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

終わったようですので、点呼により順次、投票していきます。

議長の点呼により、順次投票

議長（村井 勉）

投票漏れは、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の隅岡 議員、兼若 議員、開票の立会いをお願い致します。

開 票

議長（村井 勉）

選挙の結果を報告致します。

投票総数 14 票。その内、有効投票 14 票、無効 0 であります。

有効投票のうち小川 保 議員 13 票、尾崎 忠義 議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。

よって、小川 保 議員が副議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

議場閉鎖の解除

議長（村井 勉）

ただ今、副議長に当選された小川 保 議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、副議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際であります。副議長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願い致します。小川 保 君。

小川 保 議員、副議長当選の挨拶

議長（村井 勉）

続きまして日程第 7. 常任委員会委員の選任を行います。

お諮り致します。

常任委員会委員の選任につきましては、多度津町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、総務教育常任委員会の委員に渡邊 美喜子 君、隅岡 美子 君、中野 一郎 君、門 秀俊 君、大平 恭大 君、氏家 法雄 君、私、村井 勉の 7 名を指名致します。建設産業民生常任委員会の委員に尾崎 忠義 君、古川 幸義 君、小川 保 君、金井 浩三 君、兼若 幸一 君、藪内 真由美 君、藪 乃理子 君の 7 名をそれぞれ指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただ今、指名しました諸君をそれぞれ常任委員会の委員に選任することに決定致します。

日程第 8. 議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮り致します。

議会運営委員会の委員の選任につきましては、多度津町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により渡邊 美喜子 君、隅岡 美子 君、小川 保 君、金井 浩三 君、中野 一郎 君、兼若 幸一 君の 6 名を指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただ今、指名しました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定致します。

日程第9. 特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

まず、財政健全化特別委員会の設置についてであります。

財源の確保について、町有財産の有効活用について、及び事務事業の見直しについて調査・研究を行うため、多度津町議会委員会条例第5条の規定により7名の委員をもって構成する財政健全化特別委員会を設置し、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も調査・活動することができるものとし、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、7名の委員をもって構成する財政健全化特別委員会を設置し、閉会中も調査・活動することができるものとし、また、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに決定致します。

引き続き、ただ今、設置されました財政健全化特別委員会委員の選任を行います。財政健全化特別委員会委員の選任につきましても、多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、尾崎 忠義 君、古川 幸義 君、中野 一郎 君、兼若 幸一 君、門 秀俊 君、藪内 真由美 君、大平 恭大 君の7名を指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、財政健全化特別委員会委員の選任につきましては、ただ今、指名しました7名の諸君を選任することに決定致します。

ここでお諮り致します。

先に選任されました常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の各委員には、多度津町議会委員会条例第7条により、委員長及び副委員長の互選の必要がありますので、これより暫時休憩をして、その間に順次、委員会の開催をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

各委員会は、委員会室において開催致します。

ただ今より、暫時休憩致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前 10 時 17 分

再開 午前 10 時 50 分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中の各委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告を申し上げます。

総務教育常任委員会委員長には中野 一郎 君、副委員長には門 秀俊 君。

建設産業民生常任委員会委員長には兼若 幸一 君、副委員長には古川 幸義 君。

議会運営委員会委員長には金井 浩三 君、副委員長には中野 一郎 君。

財政健全化特別委員会委員長には門 秀俊 君、副委員長には中野 一郎 君。

以上のとおり、決定されました。

日程第 10. 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

中讃広域行政事務組合同規約第 5 条の規定により、選挙で選ばれる組合同議会議員は、議長、副議長を除く 1 名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

中讃広域行政事務組合同議会議員に中野 一郎 君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました中野 一郎 君を中讃広域行政事務組合同議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました中野 一郎 君が中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選された中野 一郎 議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、中讃広域行政事務組合議会議員の当選人である旨の告知を致します。

日程第 11. 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、選挙で選ばれる連合議会議員は 1 名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会 議員に古川 幸義 君を指名します。

お諮り致します。

ただ今、議長が指名しました古川 幸義 君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、議長が指名しました古川 幸義 君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただ今、当選された古川 幸義 議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合

議会議員の当選人である旨の告知を致します。

日程第 12. 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

香川県広域水道企業団規約第 5 条の規定により、選挙で選ばれる企業団議会議員は 1 名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

香川県広域水道企業団議会議員に兼若 幸一 君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました兼若 幸一 君を香川県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました兼若 幸一 君が香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今、当選された兼若 幸一 議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、香川県広域水道企業団議会議員の当選人である旨の告知を致します。

ここでお諮りを致します。

町長から議案第 1 号、多度津町監査委員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程第 13. として議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、多度津町監査委員の選任についてを日程に追加し、日程第13.として議題とすることに決定します。

議案第1号を配布しますので、少しお待ち下さい。

議案第1号の配布

議長（村井 勉）

日程第13. 議案第1号、多度津町監査委員の選任についてを議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、金井 浩三 議員の退席を求めます。

金井 浩三 議員、退席

議長（村井 勉）

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

多度津町監査委員の選任についてにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。多度津町監査委員で議員より選任する委員に金井 浩三 議員を選任致したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。金井氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、平成23年2月に多度津町議会に当選されて以来4期目でありまして、その間、総務教育常任委員長等の要職を努められ、また、行財政運営につきましても経験豊富な方でございます。人格は高潔で多度津町監査委員として最適任と考えますので、よろしくご同意のほどお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号について採決致します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに、決定致します。

金井 浩三 議員の除斥を解きます。

金井 議員、着席

議長（村井 勉）

金井 浩三 議員に申し上げます。

ただ今、監査委員の選任については、同意することに決定しましたので、お知らせ致します。

ここで、監査委員のご挨拶を受けたいと思います。金井 浩三 君。

金井 議員、監査委員就任の挨拶

議長（村井 勉）

ここでお諮り致します。

先ほど決定をしました各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

これにつきましては、多度津町議会会議規則第 22 条の規定により、これを日程に追加し、日程第 14. として議題と致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第 14. として議題とすることに決定致します。

申出書を配布しますので、少しお待ち下さい。

閉会中の継続調査の申出書の配布

議長（村井 勉）

日程第 14. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

お諮りを致します。

ただ今、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致します。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了致しました。

これをもって、令和 5 年第 1 回多度津町議会臨時会を閉会致します。

長時間にわたり、ご協力有難うございました。

閉会 午前 11 時 8 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年2月20日
第1回多度津町議会臨時会

臨時議長

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記